

老後の生活のために…

国民年金からのお知らせです

平均寿命が延びるとともに、老後を過ごす時間も長くなっています。

老後を安心して過ごすためには、確実な収入源である国民年金や厚生年金などの公的年金は、なくてはならないものです。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 145

20歳から60歳まで みなさんが加入します

国民年金は、国籍・職業を問わず、日本に住む20歳から60歳までの人は全員が加入します。

職業などによって、加入者はつぎの3種類に分かれます。

第1号被保険者 農業者、自営業者、学生、フリーアルバイターなど

第2号被保険者 会社員、公務員(厚生年金や共済組合に加入している人)

第3号被保険者 第2号被

多段階免除制度

保険者に扶養されている配偶者

経済的な理由や災害などにより、保険料を納めることが困難なときは、申請して承認されると保険料が免除されます。全額免除と半額免除および4分の3免除と4分の1免除の4段階です。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生であつても国民年金に加入し、保険料を納めることに

なっています。

しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度がありますので、保険年金課で申請してください。

保険料の追納

国民年金保険料が免除・猶予または学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。追納された期間は、保険料が全額納付された場合と同じ扱いになります。

ただし、保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

老齢基礎年金を受けるには

①最低25年以上の保険料納付期間などが必要

※一部免除を受けた月でも、残額の保険料を納めない月は未納期間となります。

②受け取りは原則として65歳から

※例外として「繰上げ請求」と「繰下げ請求」があります。

繰上げ請求／希望により60歳から減額された年金を受ける制度

繰下げ請求／希望により66歳以降に増額した年金を受ける制度

③年金額は年額79万2100円(平成22年度)

※金額は保険料を40年間納めたときのものです。

※定額の保険料に4000円を上乗せ(付加保険料)して納めると、年金に付加

年金額が加算されます。

付加年金額(年額)＝200円×付加保険料を納めた月数

④受け取るための手続き先 春日部年金事務所 ☎048(737)7510へ

※ただし、国民年金の第1号被保険者期間のみの人は、保険年金課 ☎(43) 1111 内線 145へ

老後を
安心して過ごすために…



(5)

対象 平成22年中に農業収入がある人のうち、収支内訳書の作成が困難な人は、来場の必要はありません。

受付時間 午前9時～11時
午後1時30分～3時30分

用意する物 領収書、出荷伝票、筆記用具、計算機

農業所得収支内訳書 事前作成会の開催

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線132
FAX (43)1125



▼農業所得収支内訳書事前作成会日程▼

月 日	対 象 地 区	会 場
12月16日(木)	上宇和田、下宇和田、下吉羽、木立、戸島、戸島1・2丁目、西関宿、中島、花島、槇野地、細野	ウエルス幸手 2階研修室
12月17日(金)	惣新田、平野	
12月20日(月)	長間、中野、神扇、平須賀、平須賀1・2丁目、天神島、天神島1丁目、吉野、吉野1丁目	
12月21日(火)	東1～5丁目、緑台1・2丁目、南1～3丁目、大字幸手、権現堂、上吉羽、神明内、中1～4丁目、栄	コミュニティセンター 集会室
12月22日(水)	千塚、円藤内、外国府間、内国府間、北1～3丁目、松石、高須賀、中5丁目、中川崎、下川崎、西1・2丁目、上高野、上高野1丁目、香日向1～4丁目	

※対象地区の日程に都合のつかない場合は、期間内のいずれかの日にお越しください。

固定資産税の金額がわかるもの(納税通知書および課税資産明細書)

※持参した資料にもとづき、収支内訳書をご自身で作成していただきますので、事前に領収書、伝票などを整理し、計算してきてください。

▼収支内訳書について
収支内訳書は、所得の申告の際に必要となりますので、申告までに作成してください。

※収支内訳書の用紙、減価償却計算例および参考資料は、11月1日(月)から市役所税務課、ウエルス幸手、市内各公民館、老人福祉センター、コミュニティセンターに用意しています。

※農業用機械(車両、建物は除く)の減価償却については、平成21年分から耐用年数7年の償却率で計算することとされていますのでご注意ください。

くらしの110番

社債って儲かるの?～怪しい社債にご注意!～

▼事例

「うちの社債を購入すれば、価値が2倍になる」と電話で勧誘され、パンフレットが送られてきた。その後、別の業者から、この社債を高額で買い取るという電話が何件もあり、50口500万円の社債の購入を検討している。

◆アドバイス

事例では発行会社が直接勧誘を行い、証券会社を紹介していないため、契約後、転売はほとんどできず、中途解約を発行会社が認めない場合、満期まで換金する手段がありません。そして、会社が倒産した場合には、全損になる危険性もあります。

また、中には、会社の事業実態がよく分からなかったり、発行会社と連絡不能になるケースも多く、注意が必要です。

▼見知らぬ業者、事業実態がよくわからない業者の社債は契約しない。

▼儲かるか分からないのに

「価値が2倍になる」などと言って勧誘することは法律で禁止されている。業者の言っている高い利率に惑わされない。

▼買い取りの電話はスクラで詐欺の疑いがある。投資欲をおおっている可能性があるので、社債買い取り業者の勧誘には絶対に耳を貸さない。

▼一般的な社債の知識や情報を日ごろから収集しておき、不審に感じたら一人で判断せず、契約する前に家族や友人に相談する。

▼怪しい社債の勧誘を受けたり、契約をしてしまったり、消費生活センターに相談する。

※不安に思うことや消費生活のご相談は、幸手市消費生活センター ☎(43)1111 内線192(毎週月

曜・水曜・木曜・金曜 午前10時～正午、午後1時～3時30分)または消費生活支援センター春日部 ☎048(734)0999・FAX 048(739)1152 (月曜～金曜 午前9時30分～午後4時)へ。